

## 大分大学福祉健康科学部副学部長に関する細則

平成28年3月19日制定

平成28年福祉健康科学部設置室細則第1号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学福祉健康科学部規程（平成28年福祉健康科学部設置室規程第1号）第5条第2項の規定により、大分大学福祉健康科学部（以下「本学部」という。）に置く副学部長に関し必要な事項を定める。

### (職務)

第2条 副学部長は、総務・入試担当及び教育担当とする。

2 総務・入試担当の副学部長は、学部長の指示を受け、主として本学部の総務及び入試に係る業務を行う。

3 教育担当の副学部長は、学部長の指示を受け、主として本学部の教育に係る業務を行う。

4 教育担当の副学部長は、教務・実習委員長を兼ねるものとする。

### (選考)

第3条 副学部長は、本学部教授のうちから、教授会の承認を得て、学部長が学長に申し出るものとする。

### (任期)

第4条 副学部長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 副学部長は、学部長の任期の終期を超えることはできない。

3 副学部長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、副学部長に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

### 附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則（令和2年福祉健康科学部細則第1号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。